

審議会等の公募委員選任促進に関する指針

第1. 趣旨

この指針は、市が設置する審議会等の委員を広く市民から公募することにより、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図ることを目的に、市の審議会等への公募委員選任を促進するために必要な事項を定めるものとします。

第2. 用語の定義

この指針において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市の事務について調停、審査、諮問又は調査を行うために設けられた執行機関の附属機関をいいます。

第3. 委員の公募

審議会等の委員の選任に当たっては、原則公募委員の枠を設けることとし、新たに審議会等を設置する場合又は委員の改選を行う場合は、委員の一部を市民から公募するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合については、この限りではありません。

- (1) 法令等により委員の資格が定められている審議会等
- (2) 個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対して特に専門的知識等が必要とされる審議会等
- (4) その他市長等が委員の公募が適当でないと認める審議会等

2 審議会等を所管する課等（以下「所管課」という。）は、市民公募委員の枠を設けていない場合、適宜所要の改正等を行うものとします。また、市民公募委員の枠を設けない場合、その理由を明らかにします。

第4. 公募委員の応募資格

公募委員の応募資格は、市内在住・在勤・在学のいずれかであるという要件を満たしていることとします。

2 当該審議会等の設置目的に照らして合理的であると認められる場合は、必要な資格や条件を加えることができるものとします。

第5. 公募方法

委員の公募に当たっては、次の事項について、市ホームページ等を活用し周知を行うものとします。

- (1) 審議会等の名称・目的・審議事項
- (2) 応募資格
- (3) 公募委員の人数
- (4) 任期
- (5) 応募方法及び応募期間
- (6) 選考方法
- (7) 報酬額
- (8) その他必要と認められる事項

第6. 選考方法

公募委員の選考は、原則として所管課内に選考委員会を設置し、次のいずれかの方法で行う

ものとしします。

- (1) 書類審査（審議会等の公募委員への就任の有無や応募動機を記載した応募用紙による審査をいいます。）
- (2) レポート審査（指定テーマについて1,000字程度のものとしします。）
- (3) 面接
- (4) その他所管課が定める方法

第7. 結果の通知

公募委員の決定を応募の期限の日から原則として30日以内に行い、応募者全員に選考結果について速やかに通知します。

第8. その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

第9. 適用期日

この指針は、平成28年4月1日から施行し、同日以降、新たに審議会等を設置する場合又は委員の改選を行う場合について適用するものとしします。ただし、この指針の施行の際現に委員の選任過程にある審議会等については適用しません。